

(4) 養成施設等

表3-(4)-1 歯科大学、大学歯学部及び附属病院一覧(令和3年5月1日現在)

	名 称	所在地	電話番号
歯科大学・大学歯学部	昭和大学歯学部	品川区旗の台1-5-8	03-3784-8000
	東京医科歯科大学歯学部	文京区湯島1-5-45	03-3813-6111
	東京歯科大学	千代田区三崎町2-9-18	03-6380-9001
	日本歯科大学	千代田区富士見1-9-20	03-3261-8311
	日本大学歯学部	千代田区神田駿河台1-8-13	03-3219-8001
附属病院	昭和大学歯科病院	大田区北千束2-1-1	03-3787-1151
	東京医科歯科大学歯学部附属病院	文京区湯島1-5-45	03-3813-6111
	東京歯科大学水道橋病院	千代田区三崎町2-9-18	03-3262-3421
	日本歯科大学附属病院	千代田区富士見2-3-16	03-3261-5511
	日本大学歯学部附属歯科病院	千代田区神田駿河台1-8-13	03-3219-8080

注 名称は50音順

表3-(4)-2 歯科衛生士学校養成所一覧(令和4年4月1日現在 注 指定が文部科学大臣であるものは令和3年5月1日現在)

名称	所在地	電話番号	指定	定員	修業年限
東京医科歯科大学歯学部口腔保健学科	文京区湯島1-5-45	03-3813-6111	文部科学大臣	22 6 (編入3年)	4年
日本大学歯学部附属歯科衛生専門学校	千代田区神田駿河台1-8-13	03-3219-8007	文部科学大臣	40	3年
日本歯科大学東京短期大学(歯科衛生学科)	千代田区富士見2-3-16	03-3265-8815	文部科学大臣	70	3年
東京歯科大学短期大学	千代田区神田三崎町2-9-18	03-6380-9105	文部科学大臣	50	3年
目白大学短期大学部	新宿区中落合4-31-1	03-5996-3121	文部科学大臣	60	3年
アポロ歯科衛生士専門学校	中野区上高田4-15-4	03-3385-0814	厚生労働大臣	80	3年
東京西の森歯科衛生士専門学校	昭島市拝島町3970-13	042-543-0118	厚生労働大臣	80	3年
太陽歯科衛生士専門学校	荒川区西日暮里2-22-1 ステーションプラザタワー6階	03-5810-8020	厚生労働大臣	80 80	3年
新東京歯科衛生士学校	大田区大森北1-18-2	03-3763-2200	厚生労働大臣	80 80	3年
東京医学技術専門学校(歯科衛生士科)	墨田区横網1-10-8	03-3626-4111	厚生労働大臣	50 46	3年
早稲田医学院歯科衛生士専門学校	新宿区西早稲田2-4-6	03-3204-4751	厚生労働大臣	63 33	3年
東邦歯科医療専門学校(歯科衛生士学科)	日野市三沢1-1-1	042-591-5364	厚生労働大臣	60	3年
日本ウェルネス歯科衛生専門学校	板橋区成増1-2-5	03-5968-3211	厚生労働大臣	40 30	3年
日本歯薬専門学校	杉並区高円寺南2-44-1	03-5377-2200	厚生労働大臣	70 70	3年
東京歯薬看護専門学校	江戸川区東葛西6-16-2	03-3688-6161	厚生労働大臣	80	3年
新宿医療専門学校	新宿区左門町5番地	03-3352-6811	厚生労働大臣	午前 60 午後 60	3年
首都医校	新宿区西新宿1-7-3	03-3346-3000	東京都知事	23 40	3年
日本体育大学医療専門学校	世田谷区用賀2-2-7	03-5717-6161	東京都知事	40	3年
東京歯科衛生専門学校	北区滝野川1-75-16	03-3910-7211	東京都知事	80	3年
東京立川歯科衛生学院専門学校	立川市緑町4-8	042-528-8023	東京都知事	80	3年

※二段書きの定員は、上段:昼間又は午前、下段:夜間、午後、又は編入を示す

表3-(4)-3 歯科技工士学校養成所一覧(令和4年4月1日現在 注 指定が文部科学大臣であるものは令和3年5月1日現在)

名称	所在地	電話番号	指定	定員	修業年限
東京医科歯科大学歯学部口腔保健学科	文京区湯島1-5-45	03-3813-6111	文部科学大臣	10 5	4年 (編入2年)
日本大学歯学部附属歯科技工士専門学校	千代田区神田駿河台1-8-13	03-3219-8007	文部科学大臣	35	夜間3年
日本歯科大学東京短期大学(歯科技工士学科)	千代田区富士見2-3-16	03-3265-8815	文部科学大臣	35	2年
東邦歯科医療専門学校(歯科技工士学科)	日野市三沢1-1-1	042-591-5364	厚生労働大臣	30	2年
新東京歯科技工士学校	大田区大森北1-18-2	03-3763-2211	厚生労働大臣	昼間 90 夜間(午後) 35	2年 3年

※二段書きの定員は、上段:昼間又は午前、下段:夜間、午後、又は編入を示す